

令和5年度第1回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更等について</p> <p>(1) 生活困窮者の自立の支援に関すること（変更）</p> <p>(2) 認知症施策推進事業に関すること（変更）</p> <p>(3) 児童、母子家庭及び父子家庭の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること（作成）</p> <p>2 保有個人情報等に係る事故・不祥事に関する報告について（学校教育指導課）</p> <p>3 個人情報取扱事務登録票及び個人情報ファイル簿の作成について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 立入検査等の実施について</p> <p>(2) 次回審議会の日程について</p>
日 時	令和5年6月30日（金）14時30分から15時40分まで
場 所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	<p>委員 阿部秀尚（会長）、籠谷和弘、齋藤宙也、橋本博、三末佳子、山下昌弥</p> <p>事務担当課</p> <p>議題1</p> <p>(1) 生活支援課（宮川課長補佐、木村主査）</p> <p>(2) 高齢福祉課（松尾課長、白井課長補佐）</p> <p>(3) こども政策課（樋口課長、長宗主任）</p> <p>議題2 学校教育指導課（力石課長、新居主幹、平木校長）</p> <p>事務局</p> <p>行政総務課 松岡課長、末永課長補佐、小林副主査、大曾根主任</p>
会議資料	別紙
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

(会議の概要)

1. 開会

(1) 会議開会について

事務局から、会議の開会にあたり以下のとおり報告があった。

- ・ 山本委員が欠席となること。
- ・ 半数以上の委員が出席しているため、情報公開・個人情報保護審議会規則第5条に基づき、本会議は適法に成立していること。
- ・ 本会議については茅ヶ崎市情報公開条例第20条の規定に基づき、公開とすること。

(2) 会議録について

事務局から、会議録の作成について以下のとおり報告があった。

- ・ 本会議については会議録作成のため録音されること。
- ・ 本会議の会議録を公表すること。
- ・ 本会議の会議録作成に当たっては、正確性担保のため、後日事務局から委員へ会議録の案を送付のうえ確認を依頼すること。

2. 議題1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更等について

(1) 生活困窮者の自立の支援に関すること（変更）

【事務担当課からの報告】

生活支援課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

まず、事務の概要について説明する。令和5年3月22日に内閣府より電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金を活用した給付金の実施についての方針が示され、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯3万円をプッシュ型で支給する方針が示された。本件はこの方針を受け、市町村の単独事業として給付金事業を実施することとなり、本市では茅ヶ崎市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱を策定し、対象世帯の抽出や申請書類の送付及び支給可否の判断等を行うものとなる。

変更の内容としては、従前の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」に加え、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」の支給事務を実施することから、根拠法令を追記する変更を行っている。

変更後の取扱いについては、電力等の価格高騰に対して、一刻も早く本給付金を支給し、特に影響の大きい世帯の負担を軽減させるため、6月1日から開始している。

個人情報の取扱いについては、これまでに引き続き、十分留意して事務にあた

っていく。

【質疑応答】

- 登録票の提供先の欄において「委託事業者」、提供方法の欄において「電子メール、USBメモリ」と記載されているが、外部への提供に当たってきちんとセキュリティ対策等されているのか。
- 電子メールにより送付する際は暗号化を行い、USBメモリに関しても本市が定めるセキュリティ対策基準に則った形でのやりとりを実施している。
- 要配慮個人情報等はもちろん入っていないと思われるが、そのような外部とのやりとりを行う際は、十分対策していただければと思う。

(2) 認知症施策推進事業に関すること（変更）

【事務担当課からの報告】

高齢福祉課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

・資料の訂正について

資料7ページの個人情報取扱事務登録票中「要配慮個人情報の取扱い」の欄について、正しくは「病歴」の欄に「○」が入るものとなる。資料について追記の修正をお願い申し上げます。

・個人情報取扱事務登録票の変更について

まず、事務の概要について説明する。当該登録票の「事務の名称」は「認知症施策推進事業に関すること」であり、介護保険法に基づき認知症等高齢者への支援を認知症初期集中支援チームで検討することを目的として、認知症等高齢者の個人情報を取り扱っているものである。

本件については、認知症等高齢者を支援するにあたり対象者の情報が必要であるため、従前から口頭又は書面により本人、家族及び関係者等から個人情報を収集していたが、令和5年6月30日に神奈川県警察と運転免許を失った高齢者の相談支援に係る協定書を締結し神奈川県警察から相談支援依頼書等により運転免許証を失った高齢者の情報を本人同意の上収集することとなったものである。

登録票における変更の内容としては、神奈川県警察から個人情報を収集することについて、変更事項の欄にあるとおり「収集の相手方及び方法」の欄に「神奈川県警察から相談支援依頼書等書面により収集」を追記する。

変更後の登録票については、資料7ページから8ページのとおりである。なお、先ほど資料7ページにおいて「○」を追記いただいた「病歴」については、

当該事務において、相談者本人が、医療機関から認知症の診断を受けていた場合にその旨を相談記録に診断名として記録するものとなる。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

- こちらの相談支援依頼書は警察に提出されるという認識で良いか。
→ 仰るとおり。
- 相談記録についてはまた別途市で作られるということで、承った。

(3) 児童、母子家庭及び父子家庭の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関する こと（作成）

【事務担当課からの報告】

こども政策課から、次のとおり個人情報取扱事務の変更について資料に沿って報告があった。

新しく登録票を作成する事務の概要について説明する。

今月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」の「加速化プラン」において、実施する具体的な施策として、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進についても強化を図ることが示された。

本市においても、養育費の取決めができていない、養育費を受け取れていないひとり親家庭が少なくないことから、ひとり親家庭における養育費の取決めや未払い解消を支援するため、令和5年度から養育費確保支援事業を実施することとなった。

本事業は、養育費の未払い解消や取決めに要する手続の費用を補助する養育費確保支援事業補助金と未払いの養育費の請求方法や離婚に伴う養育費の取決め方法等を弁護士に無料で相談できる養育費等法律相談業務で構成されており、個人情報として取り扱う内容や情報提供の有無が異なることから、登録票を2部作成している。

養育費確保支援事業補助金事務は、補助金を支給するにあたり、対象者の氏名、住所、電話番号等の基本的事項のほか、家族の状況、経済状況、相談記録や過去の受給歴等の個人情報を取り扱う。これらの個人情報は、本人及び他市町村から口頭又は申請書等の書面により収集する。また、重複支給を避ける必要があることから、他市町村や県から対象者の受給状況等について照会があった際には、口頭により提供する。

養育費等法律相談業務は、相談の結果報告や継続管理するにあたり、対象者の氏名、住所、電話番号等の基本的事項のほか、家族の状況、相談記録等の個人情報を取り扱う。なお、これらの個人情報の収集については、資料において

「本人から口頭により収集」と記載しているが、本相談業務はメールでも予約受付可能であることから、当該記載を「本人から口頭又は電子メールにより収集」に修正する。

補助金の重複支給を避け、相談の継続管理をするため、いずれの事業においても、対象者の受給歴や相談経過を受付簿（電子データ）で暦年管理していく必要がある。

資料19ページから28ページの本事業のチラシについて、1点訂正箇所があったため、修正をお願いする。19ページのチラシの中で「調停」の「定」の字が「定義」の「定」となっているが、正しくは「停止」の「停」となる。チラシは増し刷りの際に修正を予定している。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

○ どの事業も、児童扶養手当を受給している場合はその証書が必要書類とされている。扶養手当を受給している方に対象を制限しているようには見受けられないが、なぜあえて当該手当証書の提出を求めているのか。

→ 本事業は対象者を児童扶養手当受給者だけに限定していないこと、所得制限を設けていないことから、御指摘のとおり児童扶養手当証書を提出いただく必要は無い。このことについて、既にチラシやホームページの記載は修正を行っている。なお、現時点で補助金の申請は1件も受けていないことを申し添える。

○ 事業の内容について伺いたい。それぞれの事業の注意事項において「令和5年4月1日以降に事業が完了し、費用を負担したもの」とあるが、事業というのは、例えば公正証書を作成したものであるとか、保証会社と契約を締結したものである等、そういったことを指しているものか。

→ お見込みのとおり、事業が完了した日は、公正証書を作成した日や、調停が成立した日などが起算日となる。

○ 個人情報から離れるが、上記の点はもう少し何かそれぞれ表現を分かりやすく広報していただければと思う。

強制執行申立に要する費用補助については、申立ての書類を裁判所が受理すれば、その段階でもう補助の対象になるということか。行き違いで支払われた場合など、結果的に申立てを取り下げることもあるが、その場合も補助は出してもらえるのか。

→ 強制執行に向けたハードルを少しでも下げていきたいという意向から弁護士等への着手金や申立てに要する収入印紙代などを補助するものであり、結果的に申立てを取り下げる場合においても、裁判所が受理していれば補助金を交付する。

○ 裁判外紛争解決手続（ADR）に要する費用補助について、理屈上は色々

なADR事業者がいることになるが、これは弁護士会含む認証ADR事業者で取決めした場合に限るということで良いか。

→ お見込みのとおり、認証ADR事業者に限る。

○ このことについても、その旨分かりやすく広報していただければと思う。

○ 今回、養育費をいただけていない方が多いのかと驚いてしまった。養育費をいただけるようにするための様々な申請や手続の費用の補助を行った場合、市の財政上のメリットとは何か。例えば、生活保護の方が減るなど何かあるものか。

→ 生活保護の方を対象にするわけではないため、そちらのメリットというよりは、一般的にひとり親の方については生活が苦しいということがあり、また養育費についてはお子さんに対して支払われなければならないものが実際に守られていないところを、支援していきたいと考えており、結果、公正証書までいけばある程度担保されるのではないかと考えている。ただ、市で母子父子の相談所業務を行っているが、結果的には相手方の資力がそれに満たない場合は出ないというケースも見受けられる。そういったことの前に、まず、この事業を実施することによって、ひとり親になる方の安心感を作っていきたいと考えている。

○ こちらは相談業務とのことで、その方の事情を聴く際に要配慮個人情報に当たるような情報を聴くようなこともあると思われるが、もし必ずしも収集する必要が無い情報であれば、保管される相談記録の中に含めないような形で取り扱っていただくようお願いしたいと思う。また、一時的であっても取扱いには留意していただければと思う。

→ 申請・補助金交付対象者確認のために必要な書類の中で取り扱われる個人情報は現在○を付けているもので全てであると考えている。

なお、「犯罪により害を被った事実」が養育費を含む離婚時の取決めに関係する場合、相談者からの聴取り内容を「相談記録」（要配慮個人情報）として取り扱う可能性が考えられる。

○ もし相談記録の一環としてそういった情報を取り扱うことが多くなるという可能性があるようであれば、また登録票の修正を行っていただければと思う。

→ 承知した。

3. 議題2 保有個人情報等に係る事故・不祥事に関する報告について

【事務担当課からの報告】

学校教育指導課から、保有個人情報等に係る事故・不祥事について資料に沿って次のとおり報告があった。

事故の概要としては、年度最後の登校日である3月24日、事情により教室に入

れない当該児童の保護者からの依頼により、当該児童の「家庭への知らせ」を含む学用品等の荷物を校長室で返却した際、当該学級全児童の成績に係る情報を記載している「テスト集計表」、「観点別評価一覧表」、「成績一覧表」を含む、学習成績に係る資料を誤って渡し、当該学級全児童の成績に係る個人情報情報を漏えいしてしまったものである。

事故の原因について説明する。当該学級は帰りの学活中であったため、学級担任に代わり、学校長が、学級担任から預かった当該児童の荷物を、学年職員と一緒に校長室へ運び、当該児童が持ち帰れるよう、「家庭への知らせ」や学用品等を段ボール箱から紙袋に移し替えた。その後、校長室に登校した当該児童に渡す際、学校長は、荷物の中に学習成績に係る資料等が入ったファイルケースが紛れていたことに気付かず、そのまま当該児童に渡し、持ち帰らせてしまったものである。

続いて、本件の経緯について説明する。

3月24日11時、学校長が学級担任から預かった荷物を当該学級の児童34人分の成績に係る資料が紛れていることに気付かず、一式全てを児童に渡してしまった。同日11時30分、当該児童の保護者から、荷物の中に他の児童の成績に係る資料が入っている旨の連絡が入り、学校長と学級担任が当該児童宅を訪問し、謝罪するとともに資料を回収した。同日12時、学校より教育委員会にそれまでの状況の報告があった。

3月27日11時30分、教育委員会は、学校長に当該学級の児童と保護者に説明と謝罪を指示するとともに、同日13時15分、行政総務課長に状況を報告した。

3月28日11時、教育委員会は、副市長へ状況を報告するとともに、当該学級の各家庭へ連絡の上訪問し説明及び謝罪を行うこと、臨時小・中校長会議を行い再発防止の徹底を図ること、本件について記者発表を行い公表すること等の対応について報告し、了承を得た。同日18時、学校は当該学校児童34人の家庭訪問による保護者への説明と謝罪を開始した。

3月29日13時、臨時小・中学校長会議を開催し、再発防止の徹底について周知した。同日、15時頃、本件について記者発表を行った。

最後に、再発防止について説明する。

まず、本件については、年度替わりの時期でもあり、管理職の異動等もあることから、成績等、児童・生徒の個人情報の適切な扱いや保管等について、早急に管理職と共有し、各学校での個人情報の管理体制を確認するため、臨時の小・中校長会議を実施した。

当該校においては、「成績一覧表」の保管場所を定め、教室等への持ち出しは一切行わないことについて、改めて全職員に周知徹底している。また、当該校においては再発防止に向けて、個人情報に係る書類を視覚的に把握しやすいものに変更することに加え、校内における事故防止委員会等の機会を通して、児童の個人情報の適切な取り扱いや保管について研修を行うこととしている。

【質疑応答】

- 市立小学校の教職員は、神奈川県教育委員会が採用する県職員ではないかと思うが、そういった身分関係について教えていただきたい。
- 神奈川県教職員については、県費負担教職員として、県が採用するとともに給与等について負担しているが、配属については各市町村で行われることから、本市の教員については本市が服務監督者となる。
- やはり市の責任というところになるとのことで、承知した。
事実関係に関する部分だが、報告書においては「ファイルケース」という言葉を使っていた。先ほどの説明ではファスナーがついた透明のケースとのことで、3センチメートルほどの厚さのものかと思う。今回漏えいさせてしまった資料について、紙の量としてはどのくらいのものであったのか。
- 紙5、6枚程度の厚さとなる。
- 厚さのみでは気づかない可能性もあるかと思うが、そもそもこれらの書類は、元はデータとしてパソコンに打ち込んだものを出力したものではないかと思われる。紙で持っていなければならぬものであったのか。
- 成績一覧票に関しては、1年間、紙で保存が義務づけられている。その他の資料については、成績一覧表に正しく反映されているかどうか、紙での出力したものを、管理職等複数人によって複数回確認するために必要としている。
- 承知した。今回は結局先生が、成績資料と、Aさんの通知表や家庭へのお知らせ等を同じファイルケースの中に入れていたということか。
- そのような状況となる。
- Aさんの荷物はもともと段ボールに入っており、その中にファイルケースも入ってしまったということかと思うが、荷物はいつから箱詰めしていたのか。
- 当該児童に渡すべき荷物は、2つの段ボールに入っていた。1つは常時、必要に応じて資料等を入れられるよう、当該児童のロッカーの上に置いて管理されていた。もう1つの段ボールについては、置いてあった教科書をはじめ、教科等で製作した成果物や、防災ヘルメットなどを入れてあり、修了式当日にと思われるが、成績に関わる資料が入ったファイルが荷物の中に入ったというような状況となっている。
- 承知した。いつからいつまでの間に入ってしまったのかということが気になっていた。学活の時間に校長先生と職員で、その2つの段ボールを運び出したということか。
- 仰るとおり。
- 承知した。ここからは意見を述べさせていただく。今回の事件では、ファイルケースのファスナーを開けて確認すれば防ぐことができたものだったと考える。一生徒の学用品と成績資料というのは、本来は全く混ざりそうにないものであると思っており、報告資料のみ見た時には、なぜこうなったのかずっと気になっていた。そこが最大の問題であり、最終的に、成績資料をファイルケースに入れる

ときの過程、この数日間の行動になると思われるが、そのどこかで、C先生の行動に穴があったのではないか。まずは当時のC先生の行動を分析し、課題を見つけていただければと思う。学校の先生も全体的に多忙になっているので、誰が同じようなミスをしてもおかしくないのだろうと思われる。ぜひとも分析を今一度していただければと思う。

→ 承知した。

○ 先ほどの委員の御指摘と少し関連するが、29ページの資料のところにあるように、本来であれば成績一覧表等を教室に持ち込む必要がないということについて、校長先生と学級担任との間に認識の違いがあったとのことであった。成績一覧表等について、学級担任はなぜ、教室に持ち込んだのか。持ち込むものである、持ち込まないと何か支障が起こるものだ、というようなことが、もしあるのであれば、再発防止策云々といっても、同じような問題がまた起こる可能性もある。その辺りについては、検証、確認等はされているのか。

→ 本事故発生以降、当該教員については学校教育指導課長と教職員担当課長で、詳細について聴取りを行った。先ほど説明にもあったとおり、本来成績一覧表を紙で出力するときとは、1から5までの評価評定が正しく反映されているかどうか、成績一覧表と通知票（家庭へのお知らせ）を読み合わせて確認するために、紙媒体で打ち出すものとなる。このことから、学級担任が成績一覧表を教室に持っていくことについて、理由は一切無い。先ほどのファスナー付きのクリアケースは、通常決められた保管場所であり、成績一覧表や成績に関わる資料等を常に保管するために使うものだが、そこには完成した通知票も修了式の前までは保管されている。通常で考えると、学級担任は当日の朝、そこから通知票のみを教室に持ち出して子供たちに一人一人手渡しをするものである。しかしながら当該教諭は、成績一覧表や通知票の入ったクリアファイルについて、そのまま持ち出して良いもの、持ち出すものであるという認識の中、クラス全員34人分の通知票及び成績一覧表、その他の資料を入れたまま、そのファイルケースを持ち出した。このことについて、当該教諭は事故の可能性というところまで想像できていなかった。聴取りの中で改めて話はしたが、そこで教育委員会として感じたこととしては、我々教育委員会や管理職にとっては常識だと思っていた「持ち出す必要のない物を持ち出すことで事故の可能性が高まる」といったことも、十分に想像できない教員も一定数いるのだということである。我々としてはこのことをしっかりと念頭に置いて、管理職、そして教育委員会も今後、ルールづくり、また校内での決まりごとの周知徹底のようなことが必要であるといったところを、今回の事案から反省したところである。

○ 再発防止策について、報告書においては手順等をしっかりと示すということが書かれていない。成績資料の管理手順のような形でしっかりと周知するというようなことをお願いしたいが、よろしいか。

→ この件もあったため、徹底してまいりたいと思っている。

併せて教育委員会としても、毎年こういった様々な事故を受けて、校長会、教頭会の代表、そして教育委員会事務局が集まる学校の事故防止委員会というのを設定している。来週第1回が開かれるが、ここでも本事案について議題とし、当該校だけでなく、すべての学校で同様の事故が起きないように、それぞれの学校の実情に応じた再発防止策というところを共有して、全校に発信していく予定でいる。

- 現場はいろいろ事情があるかと思われるが、個人情報の取扱いについて、特に個人情報に記載されている資料、書類等の管理状況について、一度しっかり守るべき手順というものを共通化、標準化していただきたいと考える。よろしいか。今回も管理簿等があれば担当が持ち出しているということが把握できていたはずであり、このことについて把握できてなかった点は、今後しっかりと把握できるようにしていただければと思う。
- 承知した。一つの再発防止策の案としては、先ほど御紹介したファイルケースについて、ただケースに入れるという口頭だけの確認ではなく、そのことをケースの中又は表等の目に見えるところに書くような個人情報の扱い方、こういったところの注意を示すということも一つの再発防止策になると考えている。
- 校長先生はファイルケースの保管場所や中身を常に把握できるようになっていたのか。それとも、なっていなかったため今後は把握できるように改善していくというような予定があるものか。
- 校長は、保管場所の鍵を開けること、中身を確認することができる状況である。今後、保管場所の管理も徹底していきたいと考えている。
- 書類の管理簿等を備える予定はあるか。
- 当該校だけではなく市内32校全てで、そのような対応も必要になってくるというふうには考えている。先ほど申し上げた、来週の学校の事故防止委員会でも、一つ、事務局からの提案として扱いたいと思う。
- 通常、機密事項の高いものであるとか、特に児童が直接目にしてしまうと影響があるようなもの等は、しっかりと管理していただかなくてはならないと考える。ぜひ重要な機微に関わる個人情報ということで、管理の状況を改善していただくよう、よろしくお願ひしたい。
- 承知した。
- 現場の先生方におかれては、忙しさもあり管理等なかなか難しいところもあるかと思われるが、手順をしっかりと組んでいただき、再発防止に努めていただければと思う。

4. 議題3 個人情報取扱事務登録票及び個人情報ファイル簿の作成について

【事務局からの説明】

事務局から、次のとおり個人情報取扱事務登録票及び個人情報ファイル簿の作成について資料に沿って報告があった。

令和5年4月の個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、本市においては法第75条に基づく「個人情報ファイル簿」を作成するとともに、「個人情報取扱事務登録簿」から法施行条例第3条に基づく「個人情報取扱事務登録票」への変更作業を令和5年3月に行った。

資料33ページからは、「個人情報取扱事務登録票」について、資料47ページからは、「個人情報ファイル簿」について、それぞれ名称と主管課名を一覧表にしてお示ししている。「個人情報取扱事務登録票」は、512件、「個人情報ファイル簿」は、135件となった。

現在、市ホームページでは、名称の一覧のみを公表しているが、「個人情報取扱事務登録票」及び「個人情報ファイル簿」のいずれの帳票についても、記載内容の精査後、順次公表することとしている。

【質疑応答】

特になし。

5. 議題4 その他

(1) 立入検査等の実施について

事務局から、「個人情報保護法」及び「番号法」に基づく国の個人情報保護委員会による立ち入り検査の対象に今年度茅ヶ崎市が指定されたこと、検査日は令和5年8月23日となっていること、検査結果について本審議会に後日報告させていただく旨の報告があった。

(2) 次回審議会の日程について

事務局から、次回審議会について10月頃を予定していること、次回以降については対面での会議の開催を予定しており、後日日程調整を行う旨の報告があった。